

平成27年12月15日

第71回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市立医療センター中央市民病院と兵庫  
県立こども病院の医療情報システム連携に  
ついて

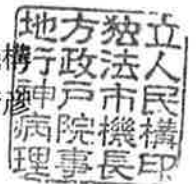
(地方独立行政法人 神戸市民病院機構)

神中央第3039号

平成27年12月15日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕 三 様

地方独立行政法人神戸市民病院機構  
理事長 菊池 晴彦



### 諮 問

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

### 記

神戸市立医療センター中央市民病院と兵庫県立こども病院の  
医療情報システム連携について

( 条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して )

担当 地方独立行政法人 神戸市民病院機構  
神戸市立医療センター中央市民病院情報企画課

神戸市立医療センター中央市民病院と兵庫県立こども病院の  
医療情報システム連携について

( 条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して )

神戸市立医療センター中央市民病院と兵庫県立こども病院との医療情報システム連携について、相手方病院に対して紹介する患者で、診療情報を提供する旨の同意を得た患者の医療情報のうち、以下のものを対象とする。(◎は、条例第11条第2項に該当するもの)

◎患者基本情報

患者 ID、患者名、カナ名、生年月日、性別、職業、住所（郵便番号、住所、連絡先電話番号）、身体情報（血液型、身長、体重、腹囲）、保険情報（保険名、保険者番号、被保険者記号、被保険者番号、開始日、終了日、特記事項、患者と被保険者との関係、負担割、確認日）、居宅の状況（住居形態、周囲の環境）、生活状況（一日の過ごし方、趣味、睡眠の程度、宗教）、食事状況（食事時間、食事内容、嗜好、食事制限の有無）、嗜好品（喫煙状況、飲酒状況）、常備薬の有無、歯の状態（義歯の有無、口の中の状態）、排泄状況（尿の回数、尿の性状、便秘・下痢の有無、人工肛門の有無）、感覚器障害（視力、メガネの有無、補聴器使用の有無）、その他（国籍等）

◎既往歴

年齢、年月日、期間、診断名、手術名、入院の有無、病院名、治療期間

◎現病歴

◎転帰（治療前との病状の変化）

◎家族歴

続柄、性別、年齢、同居区分、病歴、二親等内の家系図

◎診療記録

病名、病状、治療内容、経過記録、指導記録、服薬・栄養・リハビリ・療養、退院サマリー（入院要約）

◎感染症情報

結核、梅毒、ウイルス性肝炎、AIDS

◎一般アレルギー情報

薬・食品に関するアレルギーの有無

◎介護情報

介護度、かかりつけ医、かかりつけ訪問看護ステーション、介護サービスの内容、介護者の有無、介護者の健康状態

◎社会保障情報

身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳等の種類と級数

◎紹介情報

かかりつけ医から提供される診療情報、転院先・かかりつけ医へ提供する診療情報

◎外来患者情報

診療科、予約日時、来院日時、診察の進捗状況

◎入院患者情報

診療科、入院予定日、入院日、退院予定日、退院日

◎各種オーダー情報

撮影オーダー内容、検査オーダー内容、輸血オーダー内容、リハビリオーダー内容、医療機器オーダー内容、食事オーダー内容、栄養指導オーダー内容、材料オーダー内容、放射線治療オーダー内容、生理検査オーダー内容、処方・注射オーダー内容、服薬指導オーダー内容、手術オーダー内容、血液浄化オーダー内容、

◎産婦人科部門システム情報

母体検診情報、胎児検診情報、妊娠中の異常（合併症）の有無、異常内容ごとの発症日、治癒日、既往歴（基礎疾患、治療歴、手術歴）、妊娠分娩歴

◎画像データ

放射線検査（CT、MR、RI、アンギオ、PET）画像、生理検査画像（超音波検査）、内視鏡検査画像

神戸市立医療センター中央市民病院と兵庫県立こども病院の  
医療情報システム連携について

1. 趣旨

平成 28 年 5 月より兵庫県立こども病院（以下こども病院）がポートアイランドに移転開院することに伴い神戸市立医療センター中央市民病院（以下中央市民病院）との間で医療連携を進めていくことを合意した。両病院が相互協力のもと緊密に連携しこの分野の医療をともに担うことは神戸市民にとって望ましいことと考える。

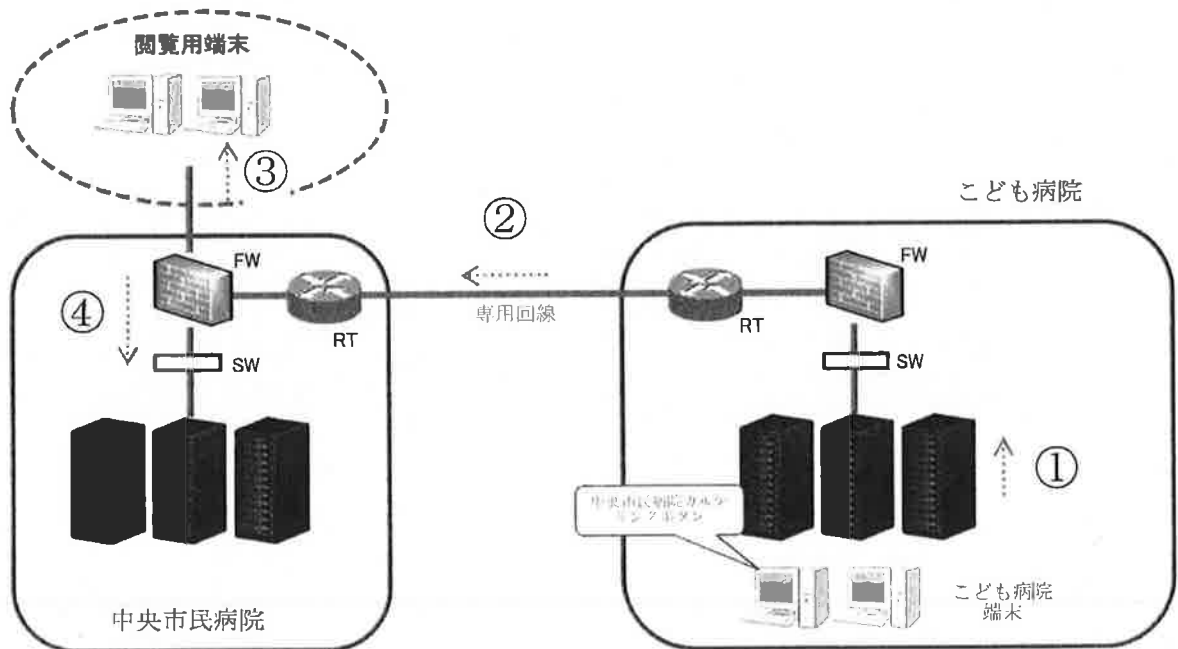
両病院の基本合意書では、周産期医療、小児救急医療、感染症医療、キャリアオーバー患者への対応、教育・研修に加え、医療情報システムの連携を進めることとされ、診療に必要な情報を迅速、的確に伝達することを図るものである。

なお、中央市民病院からこども病院への情報提供方式は、平成 23 年 5 月の第 50 回個人情報保護審議会にてご了承いただいた先端医療センターとの医療情報連携方式と同じものである。

2. 概要

両病院の間に専用回線を設け医療情報システムを一部分連結した上で、以下の方式により相手方病院に紹介する患者のみの医療情報を相互に閲覧する仕組みを構築する。

(1) 中央市民病院からこども病院に患者を紹介する場合（リモートディスタクトップ方式）

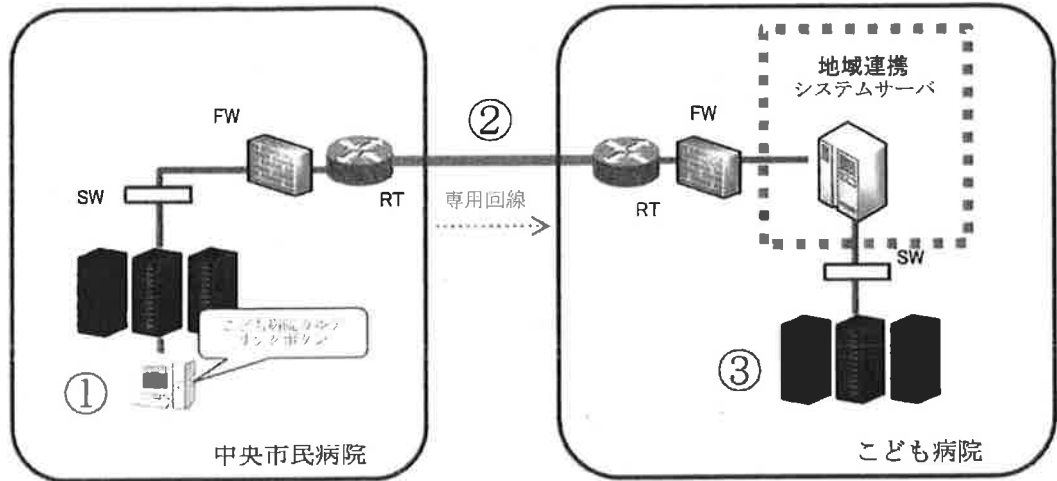


FW（ファイアウォール）：侵入阻止、RT（ルーター）：専用回線構築、SW（スイッチ）：回路制御

図1 連携システムの概要（こども病院から中央市民病院の情報を閲覧する場合）

中央市民病院サーバ室内に閲覧用端末を設置する。こども病院の電子カルテ端末 (①) から専用回線 (②) を通じてこの閲覧用端末に接続 (③)。この端末をリモート操作 (④) し、許可された特定の患者のカルテを閲覧する。

(2) こども病院から中央市民病院に患者を紹介する場合 (地域連携システム)



FW (ファイアウォール): 侵入阻止、RT (ルーター): 専用回線構築、SW (スイッチ): 回路制御

図2 連携システムの概要 (中央市民病院からこども病院の情報を閲覧する場合)

中央市民病院の電子カルテ端末 (①) から専用回線 (②) を通じてこども病院の地域連携システムサーバ (③) に接続し、サーバに保存された特定の患者情報を閲覧する。

3. 患者同意の取得方法

- (1) 患者に対し、外来初診時あるいは入院時に「医療連携協定により、相互の病院でより専門的な治療・処置を行うために医療情報を紹介することもある」ことを説明し同意を得る。
- (2) 救急患者 (意識がないあるいは年齢的に説明が難しい場合などは患者家族) に対し、こども病院への紹介が必要と判断された場合に、両病院の連携について説明し、両院で医療情報の相互参照を行うことに同意を得る。

4. 効果

- (1) 緊急時、一刻を争う事態であっても迅速に情報提供が可能になり、適切な処置の準備受け入れ態勢の確保が可能になる。
- (2) 紹介状は重要部分を要約しており情報量は限定されるが、システム連携によりバイタル (体温、呼吸数、血圧) など継続的に何度も測定される詳細な記録を閲覧できる。
- (3) 部門システム (画像、産科部門など) も閲覧できるため、よりきめ細やかな情報共有が可能になる。

## 5. 実施計画

平成 27 年 12 月 システム構築開始（～2 月）

平成 28 年 3 月 リハーサル、運用訓練

平成 28 年 5 月 システム運用開始

## 6. 個人情報の保護

本件に関し、「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市民病院機構情報セキュリティポリシー」に基づき、以下の通り厳格に対処する。またシステムの構築、運用にあたっては厚生労働省医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに準拠する。

### (1) 中央市民病院の患者をこども病院に紹介する場合

#### 1) システム上の対策

##### A) こども病院での閲覧者の限定

こども病院で閲覧する医師（紹介を受ける医師）は、ID およびパスワードで認証し、誰もが自由にアクセスできないようにする。パスワードは定期的（2 か月に 1 度）に変更する。

##### B) 閲覧患者の制限

中央市民病院側で、こども病院で閲覧する医師（紹介を受ける医師）と紹介する患者 ID を結び付けて登録し、こども病院閲覧医師が、紹介された患者以外を閲覧できない仕組みとする。

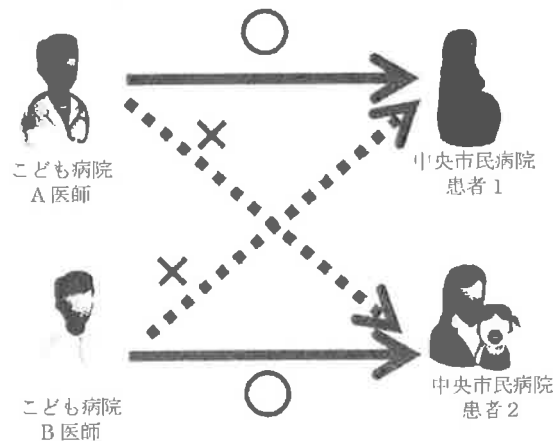


図 3 こども病院医師と紹介患者を紐づける

##### C) 閲覧範囲の限定

こども病院から閲覧できる中央市民病院部門システムは、ログインするユーザーごとに設定し、必要のない他の部門システムの閲覧はできない仕組みとする。

- D) アクセス監視  
こども病院からの操作状況を記録し、個人情報への不正なアクセスが行われていないか監視を行う。
- E) 入力禁止  
こども病院からは閲覧することのみ可能で、入力等はできない仕組みとする。

2) 運用上の対策

- A) 紹介する事案が生じる都度、こども病院医師と紹介患者 ID の 1 対 1 の紐づけ設定を行う。
- B) 紹介する患者の ID は、その都度電話・FAX 等でこども病院へ連絡する。
- C) 個人情報を管理するサーバは全てサーバ室に設置し、サーバ室への入退室を関係職員のみ限定するとともに、入退室の状況を記録し管理する。
- D) 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を定期、臨時に行うとともに、個人情報の適正管理について監査を毎年実施する。

(2) こども病院の患者を中央市民病院が紹介される場合

1) システム上の対策

- A) 中央市民病院での閲覧者の限定  
中央市民病院で閲覧する医師（紹介を受ける医師）は、ID およびパスワードで認証し、誰もが自由にアクセスできないようにする。パスワードは定期的（2 か月に 1 度）に変更する。
- B) 閲覧患者の制限  
こども病院側で、中央市民病院で閲覧する医師（紹介を受ける医師）と紹介する患者 ID を結び付けて登録し、閲覧する医師が紹介された患者以外を閲覧できない仕組みとする。

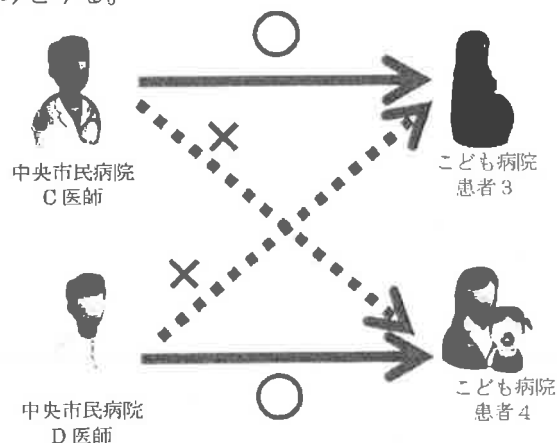


図 4 中央市民病院医師と紹介患者を紐づける



- C) 中央市民病院端末上には紹介する患者以外表示されない。
- D) 閲覧範囲の限定  
地域連携システムサーバに保存される医療情報は、患者基本情報、処方、検査結果など特定の情報のみであり、許可した情報以外は閲覧できない仕組みとする。
- E) アクセス監視  
中央市民病院からの操作状況を記録し、個人情報への不正なアクセスが行われていないか監視を行う。
- F) 入力禁止  
中央市民病院からは閲覧のみが可能で、入力はできない仕組みとする。

2) 運用上の対策

- A) 紹介する事案が生じる都度、中央市民病院医師と紹介患者 ID の 1 対 1 の紐づけ設定を行い地域連携システムサーバに患者を登録する。
- B) 個人情報を管理するサーバは全てサーバ室に設置し、サーバ室への入退室を関係職員のみ限定するとともに、入退室の状況を記録し管理する。
- C) 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を定期、臨時に行うとともに、個人情報の適正管理について監査を毎年実施する

(3) 両病院共通事項

1) システム上の対策

- A) 専用回線  
両病院間の接続は、通信事業者の提供する閉域ネットワーク上の専用回線とし、インターネット等外部のネットワークには接続できない。
- B) 専用回線で伝送する経路はガイドラインの指定する IPsec 方式にて暗号化する。
- C) ファイアウォール、ルータ、スイッチによる制限  
ファイアウォール、ルータを専用回線の入り口、出口に設け、設定した経路以外からの接続を厳格に遮断する。また、スイッチにより許可した接続についても経路を制御し、指定した経路以外にアクセスできない仕組みとする。

2) 運用上の対策

- A) 通信事業者との契約  
厚生労働省医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに則り、個人情報取り扱いに関する順守事項を契約内容に盛り込む。